

2016年3月31日

お客様各位

中央労働金庫

2016年度の自然災害に対する融資制度内容について

東日本大震災ならびに台風・突風等により被害を受けられた皆様に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

〈中央ろうきん〉では、被災されたお客様への復興支援施策として、2016年度も下記の通り災害救援ローン・災害救援住宅ローンをお取扱いいたしますので、ご案内いたします。

記

1. 融資制度

別紙 制度概要にてご確認ください。

2. 取扱期間

2016年4月1日から2017年3月31日お申込み受付分まで

3. 従前との変更点

災害救援住宅ローンの「特別金利引下げ幅」を、従来の1.625%から1.725%に拡大しました。

4. 印紙税の非課税制度の取扱い

(1) 適用の条件

ご利用者が次のいずれかに該当する場合、印紙税の非課税措置の適用を受けられます。

- ①東日本大震災による被災者であることにつき、市町村長その他相当の機関から証明を受けた方。
- ②特定原子力損害（原子力事故による損害で原子力事業者が賠償すべき損害）を受けた方（東京電力から賠償を受けた方）。

(2) 必要書類

非課税措置の適用を受ける場合は、通常必要書類に加え、次のいずれかの書類をご提出していただきます。

- ①東日本大震災による被災者であることを証明する書類（原本）
（自治体が発行した罹災証明書または被災証明書の原本 等）
- ②特定原子力損害を受けた者であることを明らかにする書類
（東京電力に対する賠償金請求書の写し 等）。

以上

災害救援ローン・災害救援住宅ローン制度概要

1. 災害救援ローン

	概 要
貸 出 対 象 者	「災害救助法が適用された市町村のほか当該災害の被災地域にて被災された方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご 利 用 限 度 額	500 万円以内 ※ただし、会員・組合員の方より希望があった場合については、1,000 万円以内の取扱いとします。
ご 融 資 期 間	生活資金：最長 10 年 住宅資金：最長 20 年
資 金 使 途	本人または三親等以内の親族の災害復旧等に要する生活資金全般
金 利 種 別 ・ 利 率	固定金利型：年 0.8%
保 証	(1) 保証機関：日本労働者信用基金協会 (2) 保証料率（上記金利に上乗せとなります） ① 団体会員の間接構成員の方：年 0.4% ② ①以外の方：年 0.8%
担 保	不要

2. 災害救援住宅ローン

	概 要
貸 出 対 象 者	「災害救助法が適用された市町村のほか当該災害の被災地域にて被災された方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご 利 用 限 度 額	1 億円以内
ご 融 資 期 間	最長 35 年
資 金 使 途	本人および三親等以内の親族の災害復旧に要する住宅関連資金等
金 利 引 下 げ 幅	ろうきん住宅ローン標準金利より 変動金利型 最大引下げ幅 年▲1.875% その他特約型 最大引下げ幅 年▲1.550% ※全期間引下げ型のみの取扱いとなります。
不 動 産 取 扱 手 数 料	免除
保 証	保証機関：日本労働者信用基金協会 ※保証料は別途、お客様負担となります。
担 保	ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定させていただきます。

3. 特別引下げ制度概要（災害救援住宅ローン）

	引 下 げ 条 件	全 期 間 引 下 げ 型	
		変 動 金 利	固定特約3・5・10・20年 上 限 特 約 10 年
特 別 引 下 げ	個人引下げ項目の条件充足不要		
	「災害救援ローン利用 申告書」の提出 ※公的な罹災証明書の 提出は不要	▲1.725%	▲1.400%
会 員 引 下 げ		▲0.150%	
最 大 引 下 げ 幅		▲1.875%	▲1.550%

団体会員とは中央労働金庫に出資のある、以下の団体をいいます。

①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たすもの

※実際のご融資金利は、お申込み時点の金利ではなく、お借入れ時点の金利が適用となります。

※団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員（最低出資金1,000円が必要）となるが必要な場合があります。

※当金庫の他のローンのお借換えにはご利用いただけません。

※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。

※詳しくは、〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

以 上